

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第6回） 議事要旨

1 日時

令和4年9月8日 午後5時頃～午後6時10分頃

2 協議会の方法

対面及びWeb会議方式

3 議事要旨

(1) 意見交換

資料「性犯罪被害者に対する支援制度を考える上で検討すべき論点について」に沿って、主に「③支援内容の枠組」について意見交換を行ったほか、「①支援対象」及び「②支援の時期、犯罪・被害者の認定」についても、補足的に意見交換を実施した。

ア ③支援内容の枠組について

日弁連から、資料に基づき、通常行っている支援として、事実関係の聴取・刑事手続の説明等を含む法律相談、捜査機関や加害者側への対応等が示されたほか、通常行っているとは言い難いものの、行うことがある支援として、報道機関への対応等が示されるなどし、対象とすべき支援の内容等について議論が行われた。

また、示談交渉等を対象とする場合には、民事法律扶助制度との関係等を考慮して検討する必要があることが確認されたほか、公判段階における支援を対象とすることの当否・方法等については、被害者国選弁護士制度との関係等を考慮しつつ、慎重に検討すべきではないかという指摘がなされた。

イ ①支援対象及び②支援の時期、犯罪・被害者の認定について

①支援対象について、日弁連から、資料のとおり、〈対象犯罪〉に児童福祉法違反等を加えることや、〈対象者〉に内縁関係や事実上の親子関係を有する者も含めること等の意見が述べられたが、これらについては、その必要性・許容性や認定の在り方等を慎重に検討する必要があることが確認された。

また、②支援の時期等に関し、捜査機関関与前の支援を対象とするか否かについては、慎重な検討を要することが確認された。

(2) 今後の予定等

ア 次回以降の進め方等について

次回（第7回）の会議においては、主に、前記①ないし③について、これまでの議論の内容を法務省において整理した上で、更に検討を行うこととされた。

イ 次回の会議について

次回（第7回）の会議は、令和4年10月4日午後5時からと指定された。